

事件報道から学ぶ（日本語学校入学名目詐欺事件）

本日（11月21日）の朝日新聞DIGITAL版に次の記事が掲載されていた。

見出しに「架空の日本語学校紹介、入学金名目で4200万円詐取容疑」とあり、「日本への留学を希望するベトナム人から、実在しない日本語学校の入学金名目で現金をだまし取ったなどとして、警視庁は20日、中国籍の会社役員趙清龍容疑者（36）=東京都豊島区東池袋3丁目=を詐欺と組織犯罪処罰法違反（犯罪収益の隠匿）の疑いで逮捕した。同庁によると、2019年2～3月に41人のベトナム人が計4200万円の被害にあったことを裏付けているという。

組織犯罪対策1課によると、趙容疑者は同年3月、実在しない日本語学校「杉並外国語学院」の入学金として、ベトナム人女性（26）から72万円をだまし取った疑いがある。また、同じ名目で30人のベトナム人に計2900万円を指定の銀行口座に送金させ、銀行員に「学校の事業費」と虚偽の説明をした疑いもある。趙容疑者は黙秘しているという。被害者の大半はベトナム在住で、現地の留学相談会社を通じて杉並外国語学院を知り、入学を希望。インターネット電話で趙容疑者とは別の中国人による面接を受け、指定された銀行口座にそれぞれ72～98万円を振り込んだという。警視庁はその口座を開設したなどとして、今年10月、日本人の男女3人と中国人の男2人を詐欺などの容疑で逮捕していた。趙容疑者がこうした人物に指示を出しながら、組織的に被害者らをだましとみて調べている。」という内容である。

まず、この事件の犯行手口を知るために事件発覚当時の報道（2019/3/25 付け、西日本新聞）を見てみると、「日本への留学を希望するベトナム人から学納金をだまし取った疑惑が浮上した都内の『株式会社杉並外国語学院』。学院のホームページ（HP）の内容を調べると、インターネット上から無断登用した画像や文章で作られた偽サイトであることが分かった。『だまされた留学仲介業者は10社以上』との情報。学院が偽造したとみられる『在留資格認定証明書』の画像は本物と同じ書式で、プロの仲介業者にも見分けが付かない精巧さ。画像を信じて仲介業者は学納金を送金し、証明書の原本が届き次第、日本大使館にビザを申請する予定だった。学院の所在地とされる杉並区のマンションの部屋の呼び鈴を鳴らしても応答はなく、学生や教職員の姿もない。」とある。

さて、この事件が発覚したころは、日本語学校が急増していた時期であった。

その3～4年前から日本語学校の開設ブームが続き、その背景には政府の外国人留学生受け入れ30万人計画があり、外国人側とすれば、日本の大学で学ぶにしろ日本の企業で働くにしろ、日本語を身につける必要があり、その受け皿となるのが日本語学校であった。

一方、識者からは「日本語学校を金儲けの手段と勘違いしている輩がいる」などと当時の風潮を諷める声も出ていた。また、マスコミが用いた「出稼ぎ留学生」なる言葉が独り歩き

し、日本語学校全体への風当たりも強くなっていた。

こうした時期にこの事件が発覚し、日本語学校は元より、社会的にも関心事の高い、我が国とベトナム国との信義にも係る悪質な国際組織犯罪として捜査の行方が注目されていた。

被疑者逮捕までに1年数か月の年月を要したのは、被害者が大人数で、大半がベトナム居住であったため、供述の取得や証拠の収集に困難を極めてのことであり、やむを得ない。

この事件での問題点は、留学生を送り出す側が、日本語学校の情報をインターネットと電話(スカイプ)に頼り、幅広に情報の収集と分析を怠っていたと思われる点である。

日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う機関のうち、在留資格「留学」を付与することができる機関については、法務省が日本語教育機関として告示で定めている。まず調べるべきは、法務省の「告示校」であるか否かであろう。

日本語教育機関の告示校は、官報で広報され、インターネットでも検索できるがそこで得られる情報は名称と所在地だけである。

JaLSA では、法務省から告示を受けたすべての日本語教育機関の情報を網羅した「日本語教育機関全覧」を留学生の多い国の大使館に配布してきている。この全覧は、毎年内容を更新して発行しており、大使館へ問い合わせる方法で学校選びに活用することができる。

また日本語学校では、語学の学習とは別に、留学生が来日時の空港への出迎え、市区町村役場における住民票の届け出、国民健康保険の加入手続き、寮やアパートでの生活、ゴミ出しのルールやアルバイトの注意事項など広範囲に指導している。留学希望の本人や紹介業者には、こうした裏方の実態や努力の有無が、学校選びの一つの大きな物差しになるであろう。

一方、受け入れ側としても、大半の日本語学校が行っているように、現地に赴いての面接や試験により自分の眼でしっかり留学生を選ぶという姿勢を今後とも堅持して頂きたい。

なお、在ベトナム日本国大使館では、今回のような事件の予防策としてホームページで次のように呼びかけている。

- あなたが利用をしている留学斡旋業者は、ベトナム教育訓練省から認可を受けていますか。

「教育斡旋業務許可証明書交付リスト」(教育訓練省サイトへのリンク)

- あなたが留学する日本語学校は、日本に実在していますか。

「日本国法務省が日本語教育機関として定める告示校リスト」(日本語・英語)

- あなたが留学する日本語学校の教育状況を知っていますか。

(在籍者、JLPT受験実績、進学先の情報をみてください。あなたの希望と合いますか) 日本国文部科学省による日本語教育機関調査の結果(日本語)

- もし、留学斡旋業者が怪しいなと思ったら・・・トラブルに巻き込まれたら、ベトナム教育訓練省、公安などの公的機関に相談しましょう。留学斡旋業者はベトナム教育訓練省が管理・監督しています。

(JaLSA では、賛助会員からの通報で本件被害を察知し、マスコミによって報道される前に被害関係者を伴って警視庁に赴き、被害の申告と捜査要請を行っていたところである。)